

## 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における捕獲確認方法

### 1 確認方法

「書類確認」又は「搬入確認」とする。

- 発注者・・・広島市
- 受注者・・・民間事業者
- 止めさし・・・有害鳥獣駆除班
- 引取り、運搬・・・民間事業者

### 2 確認手順

- (1) 登録農家又は有害鳥獣駆除班は、民間事業者へ捕獲物の引取り及び運搬を依頼する。
- (2) 民間事業者は、有害鳥獣駆除班（以下「駆除班」という。）に止めさしを依頼し、駆除班が現地（わな設置場所又はその周辺）で止めさしを実施する。
- (3) 民間事業者は、現地で捕獲物の性別（雌雄の別）を確認する。
- (4) 民間事業者は、現地で成獣又は幼獣を確認する。

#### ア イノシシ

白い縞模様がある個体を幼獣、それ以外を成獣とする。

#### イ シカ

スケール等をあて、捕獲個体の体長を計測し、前肢の付け根の肩部分から臀部までの長さが60cm以上を成獣、これ未満を幼獣とする。

- (5) 民間事業者は、現地で捕獲個体の足を下向き（撮影者側）、頭部を右側（右横腹が上）になるように寝かせる。
- (6) 民間事業者は、現地で捕獲個体の右側面（胴部）に油性のスプレー等により、捕獲年月日、個体番号（捕獲日毎の番号）をマーキングする。
- (7) 民間事業者は、現地で証拠写真を撮影する。

#### ア 撮影場所

証拠写真は、原則捕獲された現場で撮影する。

ただし、地形条件等により現場での撮影が困難な場合や、撮影者の安全確保が困難な場合には、捕獲場所以外で撮影を行うことも可能とする。

#### イ 撮影内容

- (ア) マーキングした捕獲個体と看板（捕獲年月日、捕獲従事者氏名、個体番号を記載したもの）

ただし、捕獲従事者（又は鳥獣捕獲等許可証）、マーキングした捕獲個体が写り、GPSカメラ（スマートフォンを含む。）で写真撮影日時を確認が可能な場合は、看板の使用は省略できるものとする。

- (イ) 捕獲従事者

ただし、捕獲従事者の撮影が困難な場合は、鳥獣捕獲等許可証を添えること。

- (ウ) 切り取る前の証拠物（尻尾）

なお、捕獲時に尻尾が欠損している場合は、欠損していることが証明できる写真が必要  
ただし、豚熱ウイルス拡散防止の観点から、イノシシに限り、尻尾及び最初のマーキング部分の上に横線等をマーキングした個体と、着色した尻尾の写真撮影し、証拠物の提出に代えることができる。

- (8) 民間事業者は、証拠物となる尻尾を適正に保管し、その現物、2(7)で撮影した証拠写真とともに、「鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における有害捕獲確認書」（別記様式）を、捕獲区域を管轄する区役所担当課へ提出する。

確認書類受付日	令和 年 月 日		
所属	氏名	確認印	決裁印

## 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における有害捕獲確認書

捕獲 従事 者 氏名	獣種 名	性 別	成獣 幼獣 別	体長	頭 数	捕獲年 月日	捕獲場所	捕獲方法	確認方法	処理加 工施設 の種類	確認者 所属・氏 名
(記 載例) 〇〇 〇〇	シカ	オス	成獣	70cm	1	R7.4.1	〇〇区〇〇町	箱わな	書類確認	焼却	〇〇 〇〇課
	イノ シシ	メス	成獣	—	2	R7.4.1	〇〇区〇〇町	箱わな	搬入確認	食肉	〇〇処理 加工施設

\* 確認書類受付日は、確認書の提出を受けた日とする。

注1：有害捕獲許可による捕獲に限る。

2：「確認欄」は、確認者自らが署名又は押印を行うものとするが、「氏名」を自筆により記載した場合は、省略を可能とする。

3：「捕獲場所」は、「住所」を記載する。なお、住所等が記載できない場合には、捕獲場所を記した地図を添付する。

4：「捕獲方法」は、「銃」又はわな（「箱わな」、「囲いわな」、「くくりわな」のいずれか）を記載すること。

5：「確認方法」は、「書類確認」又は「搬入確認」を記載する。

6：捕獲従事者、捕獲個体、捕獲日が確認できる写真を添付する。